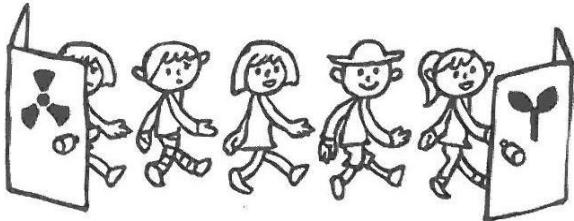


原発なくそう！九州川内訴訟 熊本原告団ニュース No.7

2015年2月6日発行
原発なくそう！
九州川内訴訟 熊本原告団
事務局：熊本中央法律事務所
熊本市中央区京町2丁目12-43
電話096(322)2515



「原発なくそう！九州川内訴訟」 第5次提訴に向けて飛躍的な 原告の拡大を!!

「原発なくそう！九州川内訴訟」第5次提訴に向けて 飛躍的な原告の拡大を!!

来たる3月25日の第5回期日を前に、3月11日には第5次提訴を行います。しかし、現状は厳しいものです。鹿児島、宮崎、熊本県合計の第1次提訴では原告数1,114人であったものが、回を追うごとに前回から半減し、第4次では137人に落ち込んでいます。このような流れを食い止めるため、熊本県でも、最低250人の原告拡大を目指して取り組んでいます。熊本原告団のみなさん、一緒に原告拡大に頑張りましょう。そのためにもここで、この裁判の意味を再確認しておきたいと思えます。

裁判所に訴えを起す権利は憲法に保障されています

日本国憲法第32条では、国民の基本的な人権に基づき「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と定められています。民事・行政事件では、各人が権利・自由の確保・救済を求めるため裁判所に訴えを提起することができる権利があるのです。そのため、原告の氏名・住所等はこの裁判以外の目的で使われることはなく、プライバシーは守られます。また、実際の裁判では弁護団が、原告代理人としてその主張等を述べるのであり、原告個人が被告（九電と国）と直接に、例えば、反対尋問を受けるようなことは基本的にありません。提訴のための印紙代5,000円を負担すれば、裁判が継続する限り、原発をなくす闘いが続けられます。

放射能汚染という重大な公害を未然に防ぐ裁判です

不幸にして福島第一原発では過酷事故が起り、放射能汚染によって未だに14万人もの人々が故郷を奪われ、避難生活を余儀なくされています。このような重大な被害に対して人々は裁判を提起するに至りました。水俣病やカネミ油症など従来の公害裁判も、同じように被害が発生した後の企業や国の責任と被害者救済を求めるものでした。現在、福島第一原発以外の原発立地・周辺地域では同様の事故は幸いにして発生していません。今、差止めを求める裁判に勝ち、判決を確定することができれば、被害を未然に防ぐことができるのです。

国民の正当な要求を代表する運動としての裁判です

この裁判は、私たちが九電と国を被告として、原発の再稼働を止めさせ、直ちに廃炉を求める民事訴訟ですが、一般に想像される「裁判」という狭いイメージを超えるものです。多くの国民の要求を、いわば代表して闘っている裁判なのです。この裁判を通して原発の危険性や、九電・国の国民だましを暴露し、国民の要求の正当性を裁判所の判断として、社会的に明らかにすることにあります。その意味で、原発廃止を求める様々な国民運動—「金官行動」、集会やパレード、署名活動や関係諸機関等への要請など—のひとつの形態としての裁判と言えます。したがって、より広範で多数の原告が加わることが社会への強力な働きかけとなり、世論を変え、裁判官をして、より公正な判決が出せる状況をつくり出すことにつながります。

九州の裁判が闘いを広げる原動力になっています

さて、福島第一原発事故以降、現在までに全国で19の原発差止めなどの裁判が、新たに提起されています。それら以外に準備中のものが3件あります。それ以前のものを含め、2012年10月現在、全国で24件、原告数12,840人、(2011.3.11以降17件、6,932人)となっています。そのうち、九州では玄海・川内両訴訟に7,173人が立ち上がり、2013年10月までには、9,232人に拡大しています。また、この間、被災地域である福島県においても「生業訴訟」(原告1,959人)、「原発事故被害いわき訴訟」(原告822人)が提起されるに至っています。このように、「原発をなくそう！」の裁判は着実に全国に広がり、原告数は20,000人に達しようとしているのです。原発なくそう！九州玄海・川内両訴訟がこのような広がりを作り出す原動力の一つとなってきたとも言えるでしょう。

原告のみなさん、全国の闘う仲間と連帯し、励まし合い、裁判の勝利に向け、先ずは、2月中を目標に250人の原告拡大に力を発揮しましょう。

原発なくそう！九州川内訴訟熊本原告団
共同代表 中島熙八郎

3・11 さよなら原発くまもと集会開催!

原告のみなさん、今年も「3・11 さよなら原発くまもと集会」に参加しましょう。

今年も、「3.11 さよなら原発くまもと集会」が迫ってきました。今回は、昨年と同じく辛島公園が主会場となりますが、白川公園を会場に東北支援、被災者支援のチャリティー「3.9 (サンキュー) マルシェ」やライブも開かれる予定です。総合司会は、昨年と同じくうんばば中尾さんです。うんばば中尾さんは辛島公園の集会は無論、白川公園までのパレードにも参加され、引き続き「3.9 (サンキュー) マルシェ」やライブの司会なども買って出てくださいました。パレードは幟やプラカードの外、菊の花をもって行います。

主催: 3.11 さよなら原発くまもと実行委員会

日時: 3月9日(日) 11:00スタート!

辛島公園会場

総合司会 うんばば中尾

11:00 メイン集会スタート
(追悼の菊の花を準備してます)

12:00 パレード

原発再稼働阻止のプラカード歓迎!

コース

新市街～下通り～上通り～白川公園予定!

■午後からは

白川公園にて

被災者支援チャリティー
マルシェ 開催の予定。

詳細は以下に問い合わせ

■3月16日は鹿児島集会に
バスを出します! 申し込みは

呼びかけ人: (敬称略・50音順)

猪飼隆明(くまもと九条の会代表)、板井八重子(くすのきクリニック院長)

小松 裕(田中正造研究者)、片野 學(東海大学農学部教授)、須藤靖明(火山物理学者)

田尻和子(弁護士)

3・16 鹿児島大集会へ

ストップ再稼働! 1万人集会

川内はもともと再稼働を狙われている原発…。九州の声を集結させよう!

○日時: 3月16日(日)10時～14時

○場所: 鹿児島市中央公園(テンパーク)

○当日のスケジュール

10:00～13:00 ノーニュークスコンサート&トーク

13:00～14:00 メイン集会

14:00～16:00 パレード

主催: ストップ再稼働! 3.11 鹿児島集会実行委員会

※熊本市からバスを運行します。料金・3000円

ゆき: 9:00 交通センター → 9:15 健軍神社参道 → 11:30 鹿児島中央公園

かえり: 16:00頃 鹿児島発 → 18:30頃 健軍神社参道 → 18:45 交通センター

◆バスの申込先: 原発ゼロ・熊本の会 ☎096-384-2942 FAX096-384-2957

原発裁判の情勢

世話人 神谷杖治

各地の自治体が原発再稼働に反対を表明する事態が続いています。その中でも、河北新報1月27日に「電源開発（Jパワー）が建設中の大間原発（青森県大間町）をめぐる、北海道函館市が同社と国に建設差し止めを求める訴訟提起に向け、準備を進めています。提訴に踏み切れば、自治体が国を相手に原発訴訟を起こす初のケースになる」という記事があります。

私たちの世話人を含めて、熊本県知事に「原発再稼働反対の意思表示を求める要請書」が出されました。その主旨は、

1. 九電が規制委に出した再稼働申請書の重大事故への想定が、「大口径配管の破断という重大事態を前提にしながら、一番の弱点である蒸気発生器細管の破断を無視し、中口径や小口径の配管が無事は無事だ」という絵空事の想定で審査をしている。
 2. 原発立地の経済振興をするために、石炭ガス化複合発電を行い、廃炉事業を行い、交付金を出すなどの施策をすれば、地元は原発無しでやっていける。
 3. 原発が国策と成っているのは、核兵器級のプルトニウムを得て核武装するのが本音である。
 4. 総括原価方式というもので、原発が電力会社を儲けさせていて、この方式は不当である。
 5. 原発から飛ばした風船が熊本県下に多数落ちていることを見ても、一旦原発で事故があると放射性物質が県下に落ちることが明らかなので、県民を守るためにも再稼働に反対して欲しい。
- 等々のことを指摘しています。

裁判と共に、こういう運動に連帯して行きたいと思っています。

※熊本県知事宛署名を同封していますので、是非、ご協力をよろしくお願いします!

原発被害の本質と向き合う。まず福島現地へ。

第2回フクシマ現地調査にご参加を!

「原発と人権」集会と結び4月5日(土)～7日(月)

昨年11月に「11・2ふくしま大集会」と結んで2～3日、第1回合同フクシマ現地調査をおこない、九州（水俣病・玄海原発）、大阪、東京・首都圏から61名が参加しました。

「百聞は一見にしかず」で史上最大最悪の原発事故被害を目の当たりにしました。そして被害者と共にたたかう責任を痛感しました。被害を封じ込め、被害者切り捨てる動きを許さない! 早速第2回現地調査に取り組みます。

<「原発と人権」全国交流研究集会> 4月5～6日 福島大学

- ① 第一日 4月5日 13:00～18:00 全体会
○「基調講演」「原発事故被害者・市民は訴える」「現地首長は訴える」（双葉町・浪江町）「講演」など
- ② 第二日 4月6日 9:30～15:00 分科会
○「被害者訴訟原告団交流会」「原発被害をどう見るか」「脱原発を実現するために」「コミュニティ破壊の影響」など

<フクシマ現地調査> 4月6～7日

- ① 第一日 4月6日 16:00 福島大学出発（相馬・いわき宿舎へ）
○原告との交流会（相馬・いわき両宿舎で）
- ② 第二日 4月7日 9:00 宿舎出発
○相馬コース 松川浦～野馬土～南相馬市～浪江町～飯館村～福島～東京
○いわきコース 楡葉町（宝鏡寺）～富岡町（JR富岡駅）～いわき～東京

主催：フクシマ現地調査実行委員会

《連絡先》 原発なくそう！九州川内訴訟熊本原告団事務局

原発なくそう!九州川内訴訟 第5回弁論期日3月25日(火)

いつもの傍聴バスツアーのご案内

川内訴訟第5回口頭弁論が3月25日に鹿児島地裁で行われます。いつものように鹿児島往復貸切バスを運行します。

当日は、傍聴の抽選にもれても裁判所の近くの別会場で、模擬法廷が開催されますので、ぜひ、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

◎ 当日の予定

9:00 交通センター発の貸切バスの運行は下記のとおりです。(健軍神社参道 9:15)

昼食をすませて

13:30 当日の動き、抽選について弁護団の説明(鹿児島県民交流センター中庭)、アピール行進、傍聴券抽選

15:00 開廷

15:10 模擬法廷開廷(県民交流センター会議室)

16:30 弁論、模擬法廷とも終了

終わり次第 報告集会 その後帰熊

*八代、人吉のみなさんのバス利用については、事務局までご連絡ください。

*水俣、天草のみなさんは、大変申し訳ありませんが、それぞれの地域で別途車の手配をいたしますので、もよりの世話人の方にご相談ください。

バス申込書

申込は、このままFAXいただくか、お電話(096-322-2515)ください。

川内原発訴訟熊本原告団事務局 あて (FAX. 096-322-2573)	
お名前	
ご連絡先	なるべく当日連絡がつく電話番号
乗車場所 いずれかに チェックを	<input type="checkbox"/> 交通センター(ボウリング場下)(9:00)
	<input type="checkbox"/> 健軍神社参道(くわみず病院看板近く)(9:15)

*費用3,000円は当日車内でいただきます。

*申込みど 3月14日(金)とします。